

峡南医療センター企業団 看護師修学資金貸与のお知らせ

峡南医療センターでは、将来、当企業団が運営する病院等で看護師職員として業務に従事するものに対し、修学資金を貸与します(准看護師は対象外)。

○対象者

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第21条第1号の学校又は同条第3号の看護師養成所に在学して、将来、当企業団が運営する病院等において業務に従事しようとするもの

○修学資金の額

※修学資金貸与の額は、上限は月額5万円(年60万円)。学校又は養成所の入学金、授業料、施設整備費を足した年額を12ヶ月で除した額が上限に満たないときは、授業料年額とする。

※ただし、峡南医療センター企業団会計予算の定める範囲内で貸与する。

○修学資金の返還の免除

養成施設を卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得し、免許取得後、速やかに病院等で業務に従事し、かつ、引き続き修学資金の貸与を受けた期間と同じ期間勤務した場合

○申請方法

貸与当該年度の4月1日から4月30日までを受付期間とする(土日祝日除く)。

※申請書類は受付期間に必着とする。

※貸与者が決まらなかった場合は、5月以降随時受け付けとする。

○申請書類

修学資金貸与申請書

- 添付書類として
- ①戸籍抄本
 - ②健康診断書
 - ③身上書
 - ④在学証明書又は入学を許可されたことを証する書類
 - ⑤修学資金の貸与を受けようとする者が高等学校等に在学しているときは、在学する学校長の推薦書
 - ⑥その他企業長が必要と認める書類

○修学資金貸与契約時の保証人

保証人2名(独立の生計を営む者)

※貸与申請者が未成年の場合、保証人のうち1人は親権者又は後見人とする。